

猫の飼い方のマナーについて

近年、放し飼いの猫によるフン尿被害などの猫に関する相談が多く行政に寄せられています。飼い猫が、自由に外に出られる状況だと、近所の家の庭をフンで汚したり、気づかない場所で子猫が生まれる原因になっている可能性があります。

あなたの飼い猫が、このような「迷惑猫」にならないために、次のことを心掛けましょう。

1. 室内で飼育する

交通事故やケガ、感染症などを防ぎ、近所に迷惑をかけることもありません。

また、放し飼いをしていると野良猫とみなされ、地域猫活動によって不妊去勢手術をされてしまう可能性があります。不妊去勢手術が済んでいる場合であっても、外見から判断できない場合は同様に手術の対象となります。

2. 不妊去勢手術をする

猫は繁殖力が非常に強く、1年に3～4回、1回に4～8匹の子猫を産み、1年後には20匹以上に増えることがあります。飼い猫に子どもが生まれて困らないように、あらかじめ不妊去勢手術を検討しましょう。オス猫であっても他の飼い猫や野良猫を妊娠させ、子猫が生まれる原因になります。

3. 首輪・迷子札を着ける

首輪に身元の分かる表示や、マイクロチップを装着しておきましょう。

迷子になったときや交通事故、災害時等の飼い主確認に役立ちます。

4. 最後まで責任を持つ(終生飼養する)

飼い猫の寿命は、15～20年です。飼い始めたら生涯愛情を持って飼うことが飼い主の責任です。途中で放棄することなく家族の一員として、最後まで飼いましょう。

動物を捨てる・傷つけることは犯罪です。



～動物の愛護及び管理に関する法律～

- ・猫は法律で愛護動物に定められています。
- ・愛護動物を遺棄(捨てる)してはいけません
「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」
- ・愛護動物を殺したり、傷つけたりしてはいけません。
「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」